

第12次労働災害防止計画の 目標設定について(修正案)

- ① 死亡災害の目標
- ② 休業4日以上の死傷災害の目標
- ③ 第三次産業の目標(死傷災害)
- ④ 陸上貨物運送事業の目標(死傷災害)
- ⑤ 建設業の目標(死亡災害)
- ⑥ 製造業の目標(死亡災害)
- ⑦ メンタルヘルス対策の目標
- ⑧ 過重労働対策の目標
- ⑨ 化学物質による健康障害防止対策の目標
- ⑩ 腰痛予防対策の目標
- ⑪ 熱中症対策の目標
- ⑫ 受動喫煙防止対策の目標

① 死亡災害の目標

＜修正前＞

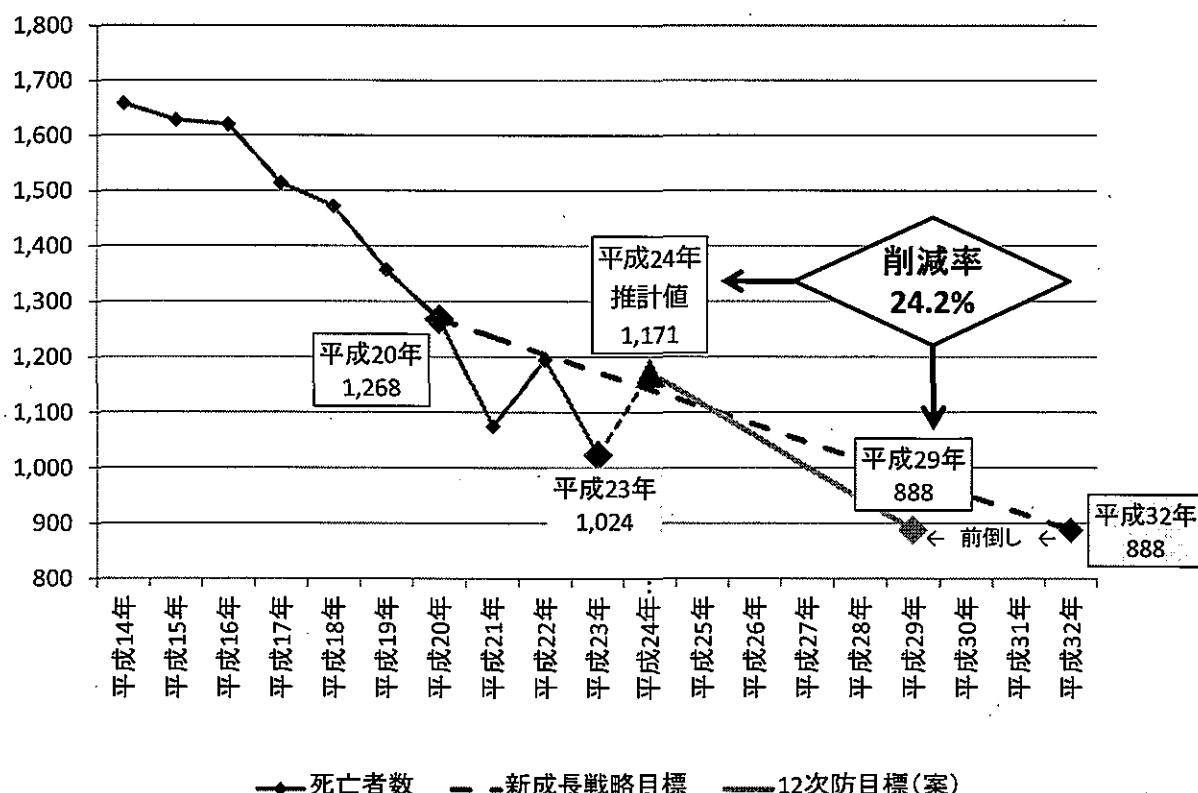
平成29年までに、平成20年と比較して
30%減少させる



＜修正案＞

平成29年までに、平成24年と比較して
24.2%減少させる

(目標の算出方法)



② 休業4日以上の死傷災害の目標

＜修正前＞

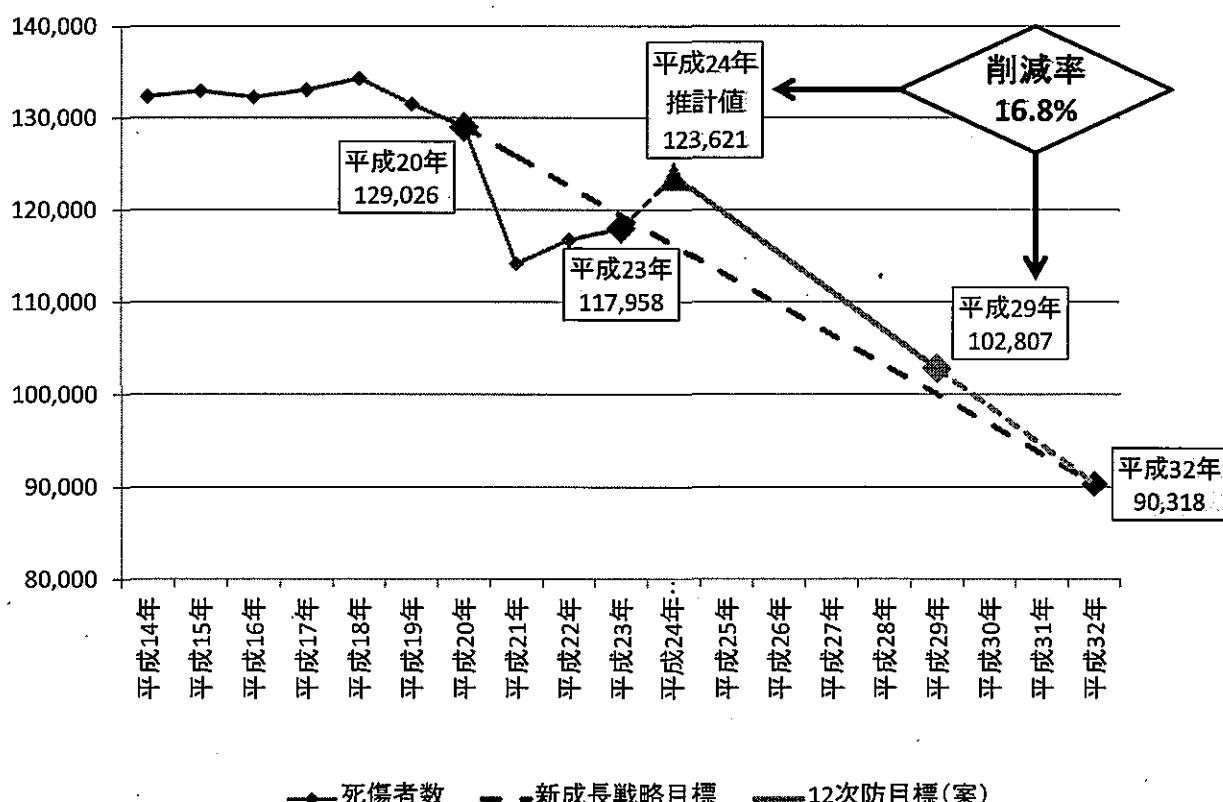
平成29年までに、平成20年と比較して
22.5%減少させる



＜修正案＞

平成29年までに、平成24年と比較して
16.8%減少させる

(目標の算出方法)



③ 第三次産業の目標

＜修正前＞

平成20年と比較して、平成29年までに、
死亡者数を30%、死傷者数を22.5%減少
させる

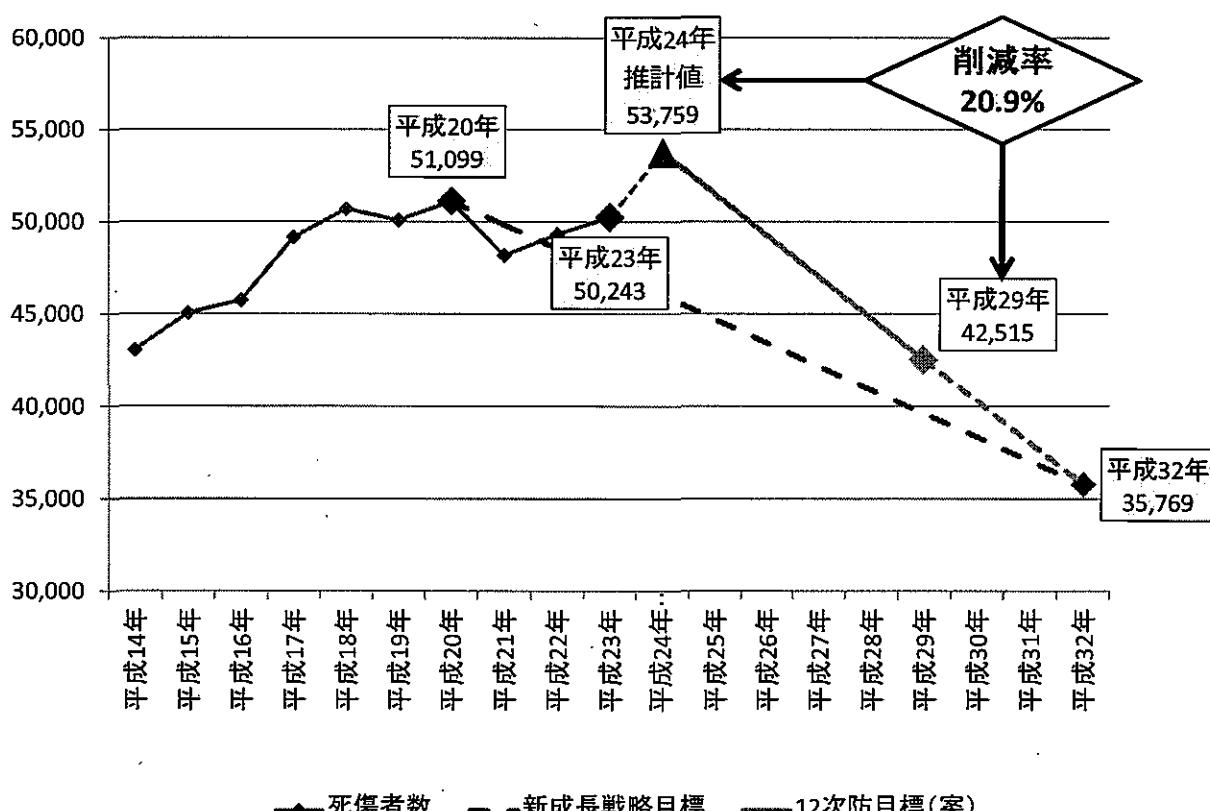


災害件数の減少に着目し、
目標を死傷者数に絞り込み

＜修正案＞

平成24年と比較して、平成29年までに、
死傷者数を20.9%減少させる

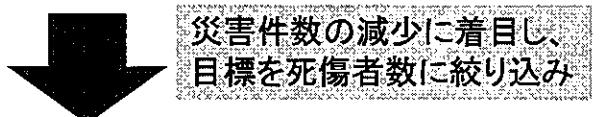
(目標の算出方法)



④ 陸上貨物運送事業の目標

＜修正前＞

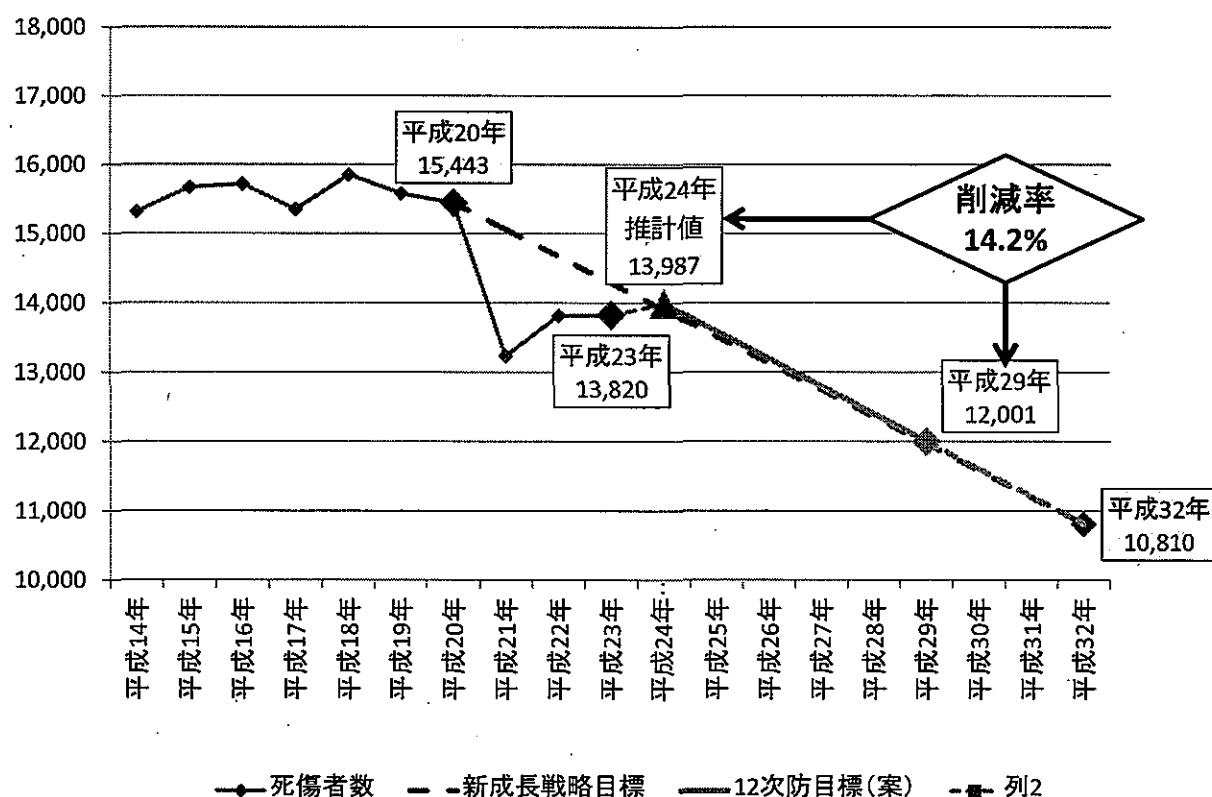
平成20年と比較して、平成29年までに、
死亡者数を30%、死傷者数を22.5%減少
させる



＜修正案＞

平成24年と比較して、平成29年までに、
死傷者数を14.2%減少させる

(目標の算出方法)



⑤ 建設業の目標

＜修正前＞

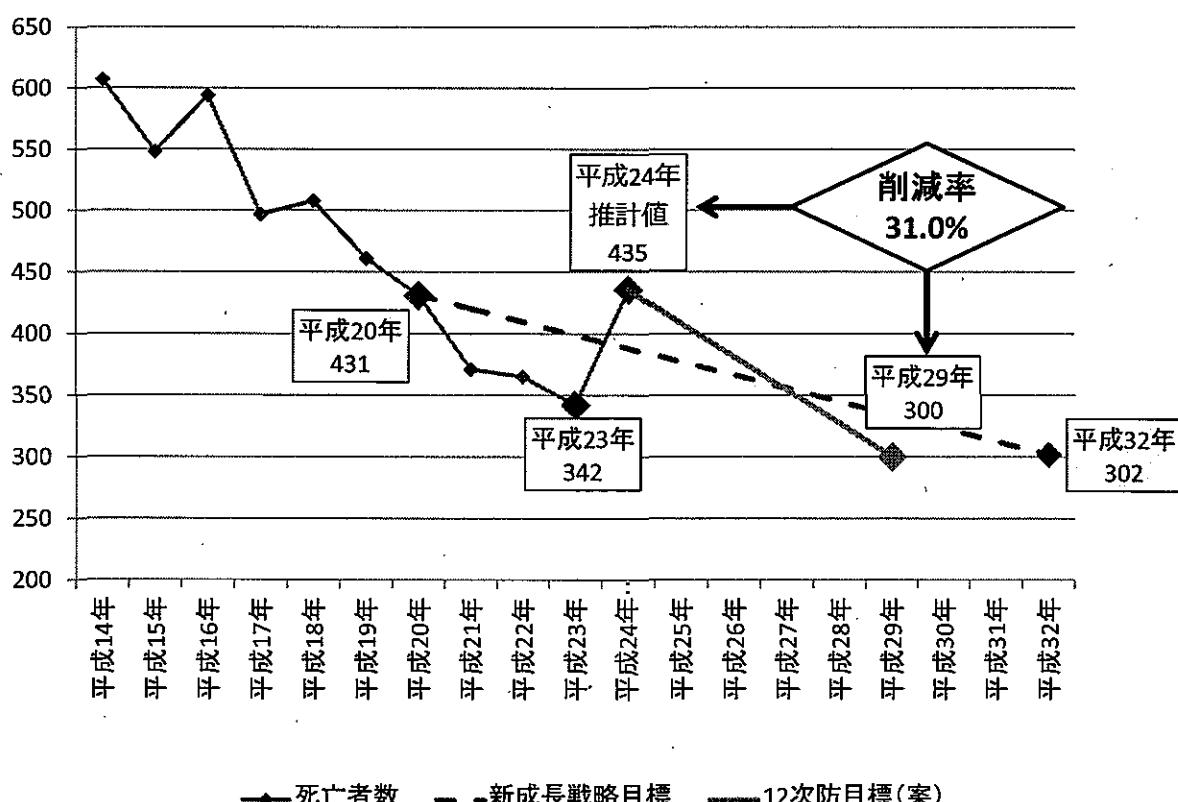
平成20年と比較して、平成29年までに、
死亡者数を30%、死傷者数を22.5%減少
させる



＜修正案＞

平成29年までに、死亡者数を300人以下
に減少させる

(目標の算出方法)



⑥ 製造業の目標

＜修正前＞

(設定せず)

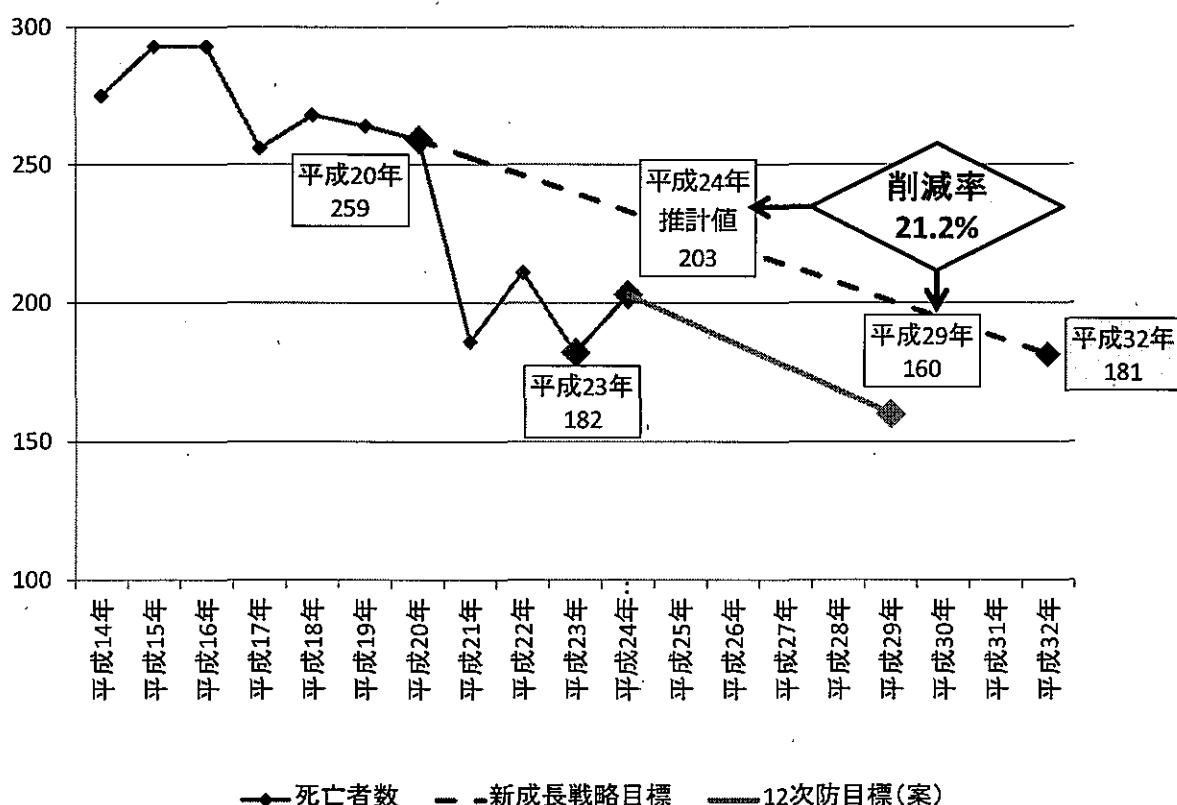


重篤災害の減少に着目し、
死亡者数の目標を設定

＜修正案＞

平成29年までに、死亡者数を160人以下
に減少させる

(目標の算出方法)



⑦ メンタルヘルス対策の目標

<修正前>

平成29年までに労働者への教育研修・情報提供を徹底するとともに、
平成29年までに労働者数50人以上の規模の事業場で、職場復帰における支援に取り組んでいる事業場の割合を、50%以上
とする



<修正案>

平成29年までに労働者及び管理監督者への教育研修・情報提供を行っている事業場の割合を、それぞれ50%以上
とする

⑧ 過重労働対策の目標

＜修正前＞

平成20年と比較して、平成29年までに、
週労働時間60時間以上の雇用者の割合を
37%減少させる

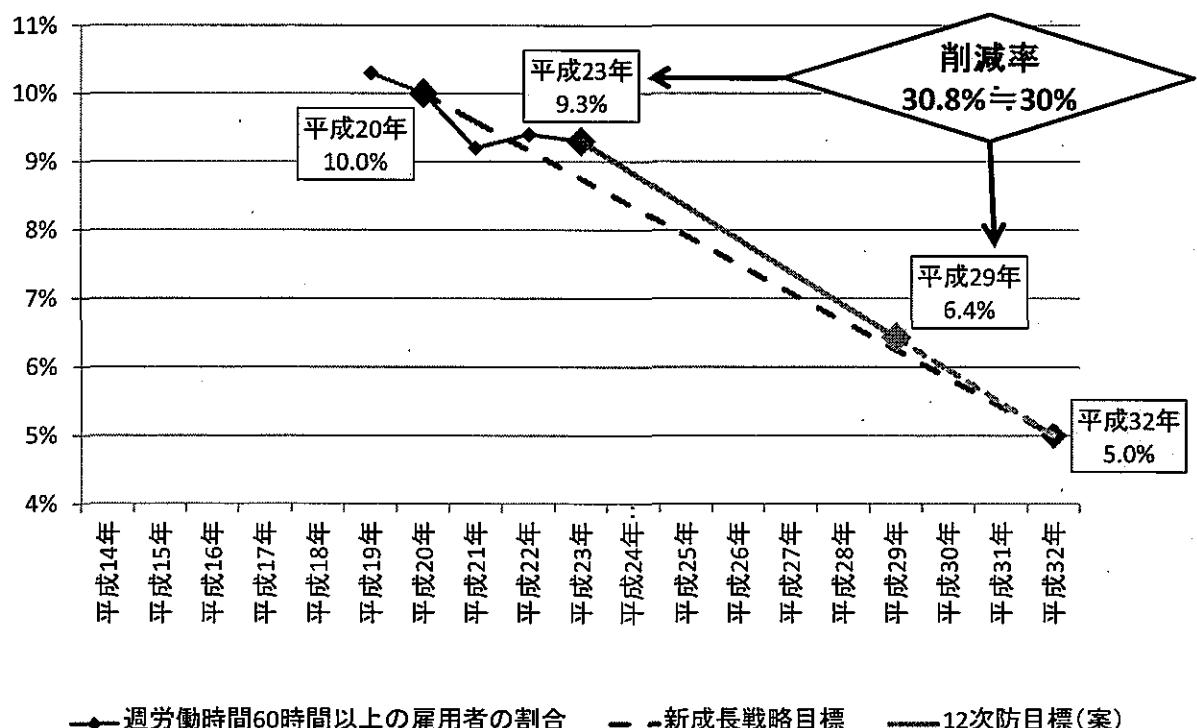


24年値はないため、
23年を起算年とする

＜修正案＞

平成23年と比較して、平成29年までに、
週労働時間60時間以上の雇用者の割合を
30%減少させる

(目標の算出方法)



⑨ 化学物質による 健康障害防止対策の目標

<修正なし>

平成29年までに、GHS分類において
危険有害性を有する全ての化学物質について、
危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の
交付を行っている化学物質製造者の割合を
80%以上とする

⑩ 腰痛予防対策の目標

＜修正前＞

平成20年と比較して、平成29年までに、
腰痛を22.5%減少させる

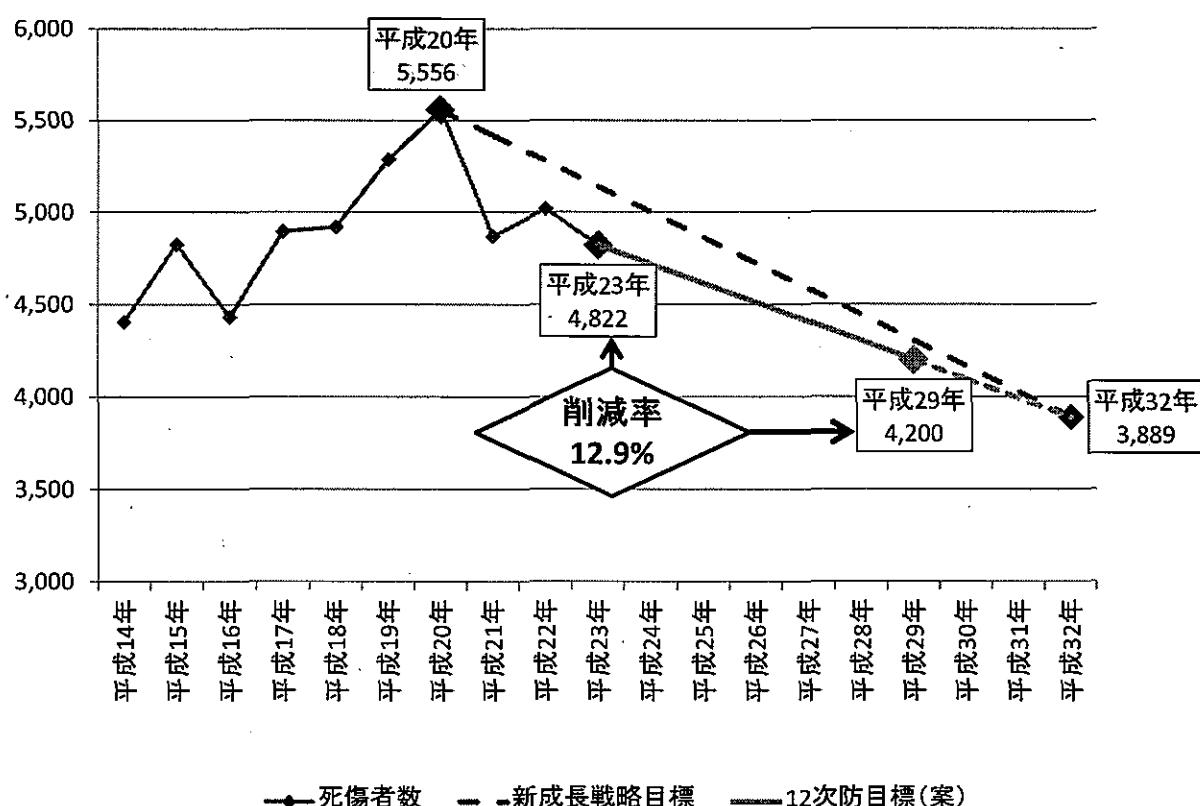


24年値はないため、
23年を起算年とする

＜修正案＞

平成23年と比較して、平成29年までに、
腰痛を12.9%減少させる

(目標の算出方法)



⑪ 熱中症対策の目標

＜修正前＞

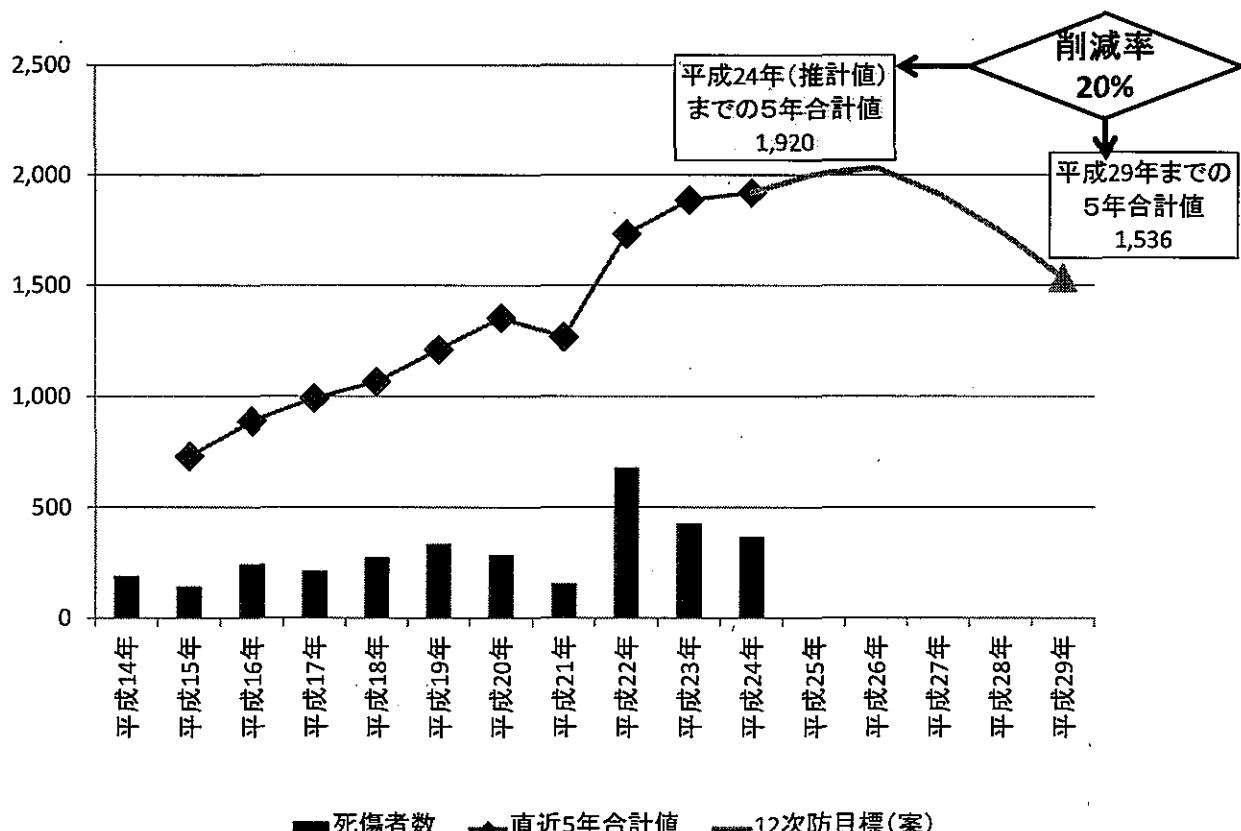
平成20年と比較して、平成29年までに、
職場での熱中症による死傷者数を22.5%減少
させる



＜修正案＞

平成20年から平成24年までの5年間と比較して、
平成25年から平成29年までの5年間の
職場での熱中症による死傷者数を20%減少
させる

(目標の算出方法)



⑫ 受動喫煙防止対策の目標

＜修正なし＞

平成29年までに職場で受動喫煙を
受けている労働者の割合を15%以下にする

(目標の算出方法)

